

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

雪下ろし関連費用は雑損控除適用OK

2月は2週にわたり首都圏でも豪雪となり、交通網が大幅に乱れるとともに駅構内で電車が衝突するなどの事故も起きました。総務省では、大雪の被害を受けた自治体の除雪を支援するために特別交付金の支払いを前倒しすることを決めています。

ところで、例年大雪となる地方はもとより今回何十年ぶりの豪雪となったところでは、家屋等の倒壊防止のために業者等に依頼して雪下ろしを行った人もいるでしょうが、このような雪下ろしにかかった費用については、雑損控除の対象となる損失に該当します。

控除対象となるのは、雪おろしを依頼した人への人件費やその人に支給した食事代、雪を下ろした後の雪の除去費用、スコップなどの購入費用や除雪機械等のリース代金のほか、町内会など合同で行った「雪おろし費用の分担金」なども認められます。

なお、雑損控除を適用する場合における雪下ろし費用等に係る損失の金額の確認に関しては、昭和56年1月の所得税の個別通達で「原則として領収書によって行うこととされているが、領収書の交付を受けることについて困難な事情がある場合においては、領収書に代えて支払年月日、支払先及び支払金額を記載した家計簿等により支払の事実の確認を行っても差支えないこと」とされています。

消費税率引上げに関するQ&A」の第2弾を公表

今年4月1日からの消費税率8%への引上げを前に、国税庁は、同庁ホームページ上に「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」を公表しました。

これは、昨年4月に公表され、主に指定日が関係する経過措置の取扱いを明らかにした「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」に続く、いわば第2弾に当たるものです。

今回のQ&Aでは、①施行日をまたぐ資産の譲渡等、②所有権移転外ファイナンス・リース取引における分割控除、③部分完成基準による資産の譲渡等、④賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等、⑤未成工事支出金、⑥建設仮勘定、⑦短期前払費用、⑧元請業者が作成する出来高検収書などについて計10項目の質疑応答が掲載されています。

例えば、④では、資産の貸付けに関する経過措置の適用がない賃貸借契約における賃貸料の支払時期と賃貸料に係る適用税率の考え方が示されています。新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入等に適用されるとして、当月分の賃貸料の支払期日を「前月〇日」としている場合、26年4月分の賃貸料を26年3月に受領するものは4月末日における税率(8%)が適用されます。

これは、施行日前の3月に受領するとはいえ、4月分の賃貸料であり、施行日以後である4月分の資産の貸付けの対価として受領するものだからです。他方、当月分の賃貸料の支払期日を「翌月〇日」としている場合、26年3月分の賃貸料は、施行日前の資産の貸付けの対価として受領するものだから、支払期日を4月としている場合であっても、3月末日における税率(5%)が適用される、としています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1. 所得税及び復興特別所得税の確定申告 | 申告期限.....3月17日(月) |
| 2. 1月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月10日(月) |
| 3. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日(月) |
| 4. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日(月) |
| 5. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月31日(月) |